

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

取手“芸術の杜”創造プロジェクト

2．地域再生計画の作成主体の名称

茨城県取手市

3．地域再生計画の区域

取手市の区域の一部（取手駅周辺地区，詳細は別紙による）

4．地域再生計画の目標

取手市は、首都圏40km圏域の茨城県南部に位置する人口約113,000人の都市である（平成17年3月に隣接する藤代町と合併）。首都圏近郊都市として昭和40年代後半から人口が急増し、特に、取手駅周辺地区は、近隣市町村圏域における商業・業務の中核的役割を果たしてきた。

しかし、急激な人口増加の受け皿としての郊外部の宅地開発とともに、公共公益施設の郊外への移転、ロードサイド型の大型商業施設の進出、また、それらに伴って、教育施設の整備や生活基盤整備が行政の主要課題となったことなどが起因して、既成市街地である取手駅周辺地区においては、社会資本整備の遅れと相まって、空洞化が進展してきた。

また、近年においては、つくばエクスプレス等の開通も間近に迫り、これまで、近隣市町村住民の主に東京都心方面への主要な交通拠点として果たしてきた役割にも、少なからず変化が予想されているところである。

取手市においては、こうした背景を踏まえ、また、間近に迫る少子・高齢社会の到来等の社会構造の変化に対応して、取手駅周辺地区の再生を図るべく、平成12年度に中心市街地活性化基本計画を策定した。

中心市街地活性化基本計画においては、平成2年に取手市に開学した東京芸術大学との連携により、取手駅周辺地区を「芸術・文化の発信拠点」として再創を図り都市間交流人口の拡大を図ること、そして、それに併せて、市民生活に必要な不可欠となる各種都市機能の集積を図ることにより、「市民の生活・文化交流拠点」として再創を図ることを大きな柱として掲げ、それらを両輪として、“芸術の杜”を創造し、活性化を図っていくこととしている。

中心市街地活性化基本計画で掲げた“芸術の杜”創造を実現していくためには、東京芸術大学や市民、地元企業との連携・協働により、持続可能な芸術・文化展開方策の検討を進めるとともに、それに基づいた芸術・文化活動や生涯学習活動の拠点となり、また、市民の生活交流拠点となる中核施設の整備を図ることなどが必要である。

このため、東京芸術大学との連携施策や中核施設等の整備にあわせて、人材育

成やフォーラムの開催などにより，市民の生活・文化交流を推進するとともに，安全・安心・快適な歩行回遊環境の確保を図るなど，ソフト・ハードの両面から「芸術・文化，商業・業務，情報，行政等の都市機能が集積・融合する“芸術の杜”」を創造する。

これらのことから，目標達成のための定量的な指標を次のように定める。

目標1 交流人口の拡大の視点（取手駅の定期券外利用者数の増減）

取手“芸術の杜”プロジェクトは取手駅周辺地区において，芸術・文化活動の展開による都市間交流人口の拡大や，各種都市機能の集積により市民生活の利便性向上を図ることを目的としている。

そのため当該プロジェクトの成果指標のひとつとして，取手駅における通勤・通学目的以外の鉄道利用者数（来街者）について，次のように目標値を定める。

区 分	H15 定期券外乗降客数	H22 定期券外乗降客数	増減率
JR 常磐線取手駅	約 21,842 人	約 33,000 人	約 50%増
関東鉄道常総線取手駅	約 8,683 人	約 13,000 人	約 50%増
計	約 30,525 人	約 45,000 人	約 50%増

一日平均

目標2 芸術の杜における市民レベルの「担い手・人材育成」の視点

取手駅周辺地区において，芸術・文化施策の持続した展開を図っていくためには，“芸術の杜”の担い手となる市民レベルの人材（プロデューサー・コーディネーター，裏方）の育成が必要である。これらについては，「文化芸術による創造のまち支援事業」による支援を受けて取り組むところであるが，各種人材育成プログラムの実施により，毎年20人程度の人材育成を目標とする。

目標3 「芸術・文化活動の活発化」「芸大のある街のイメージの醸成」の視点

（取手駅圏における音楽・美術関連事業の開催回数及び参加者数の増減）

東京芸術大学取手校地が平成2年に開学した。取手校地では，主に先端芸術に関するカリキュラムが生まれ，約500人の学生の学舎となっている。しかし，こうした学生の作品発表等の活動拠点が取手市に定着しておらず，「芸大のあるまち」のイメージが醸成されていない状況にある。

そこで，これまでに取り組まれている“芸大と市民との交流”施策に加えて，「芸術館」を拠点とした芸大との連携による各種芸術・文化活動の開催回数及び市民の参加者数について，次のように目標値を定める

事業種別	H16 年度実績		H22 年度目標	
	開催回数	市民参加者数	開催回数	市民参加者数
音楽関連事業	4回	655人	60回	約24,000人
	開催日数	市民参加者数	開催日数	市民参加者数
美術関連事業	285日	16,427人	300日	約36,000人

目標4 「生涯学習ニーズへの対応・活発化」の視点（図書館利用者数の増減）

芸術館を核とした芸術・文化活動と連携して、市民の生涯学習活動ニーズへの対応を図るため、既存の図書館にはない情報機能や映像機能を備えた「e図書館」の整備を計画している。また、駅に隣接して整備することによって、学生や高齢者などの交通弱者、また、通勤者等の利便性の向上を図ることとしている。そこで、図書館の利用者数について、次のように目標値を定める。

H16 利用者数	H22 年度利用者数	増減率
約 160,000 人	約 240,000 人	約 50% 増

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

取手駅西口地区においては、平成5年度から「取手駅北土地区画整理事業」により都心にふさわしい都市基盤整備が進められている。これは、人々が“芸術の杜”で踊り演じる「舞台装置」づくりである。

当該地域再生計画「取手“芸術の杜”創造プロジェクト」は、この舞台装置で人々が演じ、「観客（来街者）」を集めるための「シナリオ、脚本」づくりや「プロデューサーと裏方さん」の配置、そして、「芸術を演じる役者」の発掘・育成と、「芸術を彩る“大道具・小道具”」のしつらえを計画したものである。

まず、「シナリオ・脚本」づくりのために、取手における「持続可能な芸術・文化展開方策」の策定に着手する。東京芸術大学をはじめ地元企業、市民とともに産学民官の連携により、芸術・文化の発信基地として交流人口の拡大をはかるための取り組み方策や活動拠点となる「芸術館」の施設計画・運営方策などについて検討する。

「芸術を演じる役者」と「プロデューサー、裏方さん」の発掘・育成については、「文化芸術による創造のまち事業」により、アートマネージャー養成と実践活動をとおして、隣接する守谷市で展開されている「アークスプロジェクト（茨城県主催）」と平成11年度から取手で開催している「取手アートプロジェクト」との連携を図り、市町村を超えた地域一体での芸術・文化振興施策の展開を図る。

そして、「芸術を彩る“大道具・小道具”」のしつらえについては、音楽ホールや美術展示ホールを備え、“芸術の杜”のシンボリック施設となる「芸術館」と市民の生涯学習ニーズに対応した図書館や市役所サービス窓口を備え、民間商業サービスと一体となった「(仮称)市民情報プラザ」の整備を図り、さらに、芸術の杜を市民や来街者が安全に安心して快適に回遊できる歩行環境を確保するために、取手駅と「(仮称)市民情報プラザ」とを結ぶ「歩行者デッキ」の延伸と「取手駅東西自由通路」の延伸整備を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 文化芸術による創造のまち支援事業 (C0801)

事業主体：茨城県南地域「創造のまち」支援事業実行委員会

実施期間：平成17年度～平成18年度

当該事業の活用により“芸術の杜”の担い手となる人材の発掘・育成を図る。

本地域における先駆的な芸術活動である取手アートプロジェクト（取手市）やアーカスプロジェクト（守谷市）の活動の場を利用し、専門家を講師とした事業運営講座やアーティストと共に実践的にアートマネジメントを学ぶワークショップ等の開催により人材育成を行なうとともに、それぞれのプロジェクトの特徴を活かしたフォーラムの開催など発信・交流事業を実施する。

なお、具体的な事業展開については、次の事業を実施する。

人材育成事業

茨城県南地域における現代芸術活動に携わる人材を募集し、芸術文化事業の運営に関する専門的な知識・情報を得る機会を提供し、活動への市民参加を推進する。

発信・交流活動：フォーラムの開催

専門家やアーティスト、インターン、ボランティア、市民や市の関係者が活動成果を総括し、地域における芸術文化事業の可能性について議論するフォーラムを実施する。

(2) 地域再生支援のための「特定プロジェクトチーム」の編成 (C3003)

事業主体：取手市

実施期間：平成17年度

取り組むべき課題

取手駅周辺地区に「芸術・文化拠点」「生活・文化拠点」を整備し、“芸術の杜”として再創を図り、交流人口の拡大による活性化を図っていくためには、常磐線によって分断された取手駅東西口の市街地の一体性の確保と安全・安心・快適な歩行回遊環境を確保する必要がある。来街者が取手駅の東西口を自由に往来し、回遊することのできる自由通路の整備が最優先課題となっているところである。

特定プロジェクトチーム設置の必要性

取手駅東西自由通路の整備にあたっては、単なる通路としての機能のみならず、来街者等に対して、“取手情報”を提供するIT情報装置を都市装置として付加させるほか、駅利用者の利便性を確保する観点から、公共的窓口機能や小規模商業施設の配置も検討しているところであり、その実現化に向けては、整備手法についての検討や管理方法についての検討など、関係機関との多岐にわたる協議・

調整が必要とされているところである。

そのため、国土交通省をはじめ公共交通事業者等の関係機関による「取手駅自由通路整備促進に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種協議・調整の円滑化を図る必要がある。

取り組みによる成果

特定プロジェクトチームの編成によって、自由通路の整備に係わる各種協議・調整の円滑化が図られ、もって自由通路の早期実現が可能となる。

また、自由通路の整備によって、来街者を迎え入れる“芸術の杜”のエントランス機能が整備され、来街者は自由通路において“取手情報”を入手し、取手駅東西口が一体となった市街地を自由に散策し、芸術をはじめとした各種都市機能を享受することが可能となる。

そして、それらによって、都市間交流人口の拡大が図られ、“芸術の杜”創造による地域再生が図られる。

* 特定プロジェクトチームの編成（案）

国土交通省 関東地方整備局，関東運輸局

茨城県 企画部，土木部

公共交通事業者

取手市商工会（市内商工業関係者） 市民代表 ほか

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

取手駅周辺地区を「芸術・文化の発信拠点」「市民の生活・文化交流拠点」として再創を図るため、現在事業を進めている取手駅北土地地区画整理事業による都市基盤整備にあわせて、支援措置と一体となり、次の関連事業を実施する。

（1）芸術・文化発信拠点“芸術館”の整備

取手市の取り組む“芸術の杜”創造のシンボルとなり、また、都市間交流人口の拡大を目指した芸術・文化の活動・発信拠点となる“芸術館”の整備を図る。

芸術館の運営・施設計画について、「取手市における芸術・文化展開方策」として、東京芸術大学との連携により企画立案を行うとともに、その実際の運営についても、東京芸術大学取手校地での取り組みによる先端芸術や取手アートプロジェクト等の市民の芸術・文化活動をはじめ、芸術を目指す若者たちのここでの音楽発表や作品発表が“芸術家”への登竜門となるような仕掛けづくりをプロデュースする。

また、施設整備にあたっては、民間資本導入による事業手法を検討する。

（2）市民の生活・文化交流拠点（仮称）市民情報プラザ”の整備

市民の生活・文化交流拠点として、市民の生涯学習ニーズに対応した「図書館」や「市役所窓口サービス機能」等の各種都市機能を集積した（仮称）市民情報プラザ”の整備を図る。

図書館については、IT ツールを活用した情報機能や映像機能に特化した施

設整備を図るとともに、市役所や電気、ガス、郵便事業等のサービス窓口のほか、健康・医療モール、吹き抜け商業モール等の整備を図る。

(仮称)市民情報プラザの整備にあたっては、芸術館の整備とともに民間資本導入による事業手法を検討する。

(3) 取手駅西口歩行者デッキ整備事業

既存の歩行者デッキを“市民の生活・文化交流拠点”となる「(仮称)市民情報プラザ」まで延伸することによって、高低差のある特殊な地形を克服した新たな歩行動線を確保し、自由通路の整備との相乗効果により、絶えず歩行者が往来する賑いのある歩行回遊空間の創出を図る。

(4) 駐車場有効利用システム導入事業

駐車場不足等による自動車交通の輻輳が取手駅周辺地区の中心市街地としての活性化を阻害する要因となっている。こうしたことから、駐車場附置義務条例等の制定により対策を図っているところであるが、民間施設も含めた駐車場の既存ストックの有効活用を図るため、駐車施設に関する情報提供と共有化を区域内でシステム化する。これにより、中心市街地へのアクセシ性の改善と集客力の向上を図る。

(5) 取手駅北土地区画整理事業

取手駅北地区約 6.5ha を事業区域とし、区画道路・公園等の公共施設を効果的に配置し、“芸術の杜”の都市基盤を整備する。区域内の中心的な街区には、“芸術・文化発信拠点”となる「芸術館」や“市民の生活・文化交流拠点”となる「(仮称)市民情報プラザ」等の施設整備を計画し、駅周辺のにぎわい再創を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7. 目標の達成状況に係わる評価に関する事項

“芸術の杜”創造の実現による地域活性化を評価する手法として、数値目標に対する達成率については、統計資料により評価し、また、“芸術の杜”の熟成度、芸大のある街のイメージの醸成、市民生活拠点に対する市民の満足度等については、市民や来街者等へのアンケート調査等の活用により評価するものとする。

また、これらの評価については、毎年逐次実施し、施策の見直しと修正を図るなどのフレキシブルな対応により、その後の芸術・文化振興施策並びに市民の生活交流拠点としての行政サービス向上に努める。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし